

令和6年度高齢者生きがづくり・生活支援活動人材育成等事業業務委託仕様書

1 目的

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう支援するため、高齢者の生きがづくり・生活支援活動に参加する担い手を育成する講座を開催するとともに、生活支援コーディネーター等の資質向上や担当地域での活動の充実及び生活支援コーディネーター同士が互いに相談できる関係性の構築を目的とし、情報交換会・研修を実施する。

また、介護予防・生活支援に係る課題を抱える市町村を支援するため、各市町村の課題に応じたアドバイザーを選定し、継続的な伴走型支援を行う。

2 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3 委託業務内容

- (1) 各事業の企画及び実施
- (2) 講座受講者等の募集
- (3) 講師の選定・依頼
- (4) アドバイザーの派遣調整
- (5) 講座資料の作成・配布
- (6) 県への報告（受講者名簿、実施計画書及び事業実績書）
- (7) 上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な業務

4 研修等の内容

研修の概要は別記「高齢者生きがづくり・生活支援活動人材育成等研修概要」のとおりとするが、事前に研修内容、講師、講義時間等を記載した実施計画書（任意様式）を提出すること。

なお、事業実施の詳細については、別途県と協議すること。

5 県への報告等

- (1) 受託者から県に対する報告等
受託者は、研修開始前に、研修内容、講師、講義時間等を記載した事業計画書（任意様式）を作成し県に提出すること。また、事業完了後は速やかに完了報告書及び事業実績書を県に提出するものとする。
- (2) 県による実施状況の把握等
県は必要に応じて、受託者に対し、研修の実施状況について報告を求め、実施状況を把握するために立入検査を実施し、適当でない事項については、改善指導を行うことがある。

6 留意事項

- (1) 本業務で実施する講座・研修に係る受講料は無料とする。

- (2) 講座・研修日程は、受講生、講師等の利便性を考慮し適切に設定すること。
- (3) 受講生に対し、中立・公平な立場で研修を実施すること。
- (4) 受託者は、個人情報取扱事務に従事している者に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行うこと。当該職員の退職後にあっても同様とする。
- (5) 受託者は、業務従事者を雇用する際は、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
- (6) 本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認めた場合は、県と協議を行うこと。

高齢者生きがいがづくり・生活支援活動人材育成等研修概要

1 高齢者生きがいがづくり・生活支援活動入門講座

(1) 内容

高齢社会の現状や、生きがいがづくり・生活支援活動の必要性等について学ぶ入門講座を開催する。

(2) 開催場所 県内2地域

(3) 開催方法 令和6年12月31日(火)までに各地域で1回開催(各回3時間程度)

(4) 受講対象

- ① 公募又は市町村からの推薦により申込みのあった一般県民
- ② 高齢社会の生きがいがづくりや地域の支え合い活動に関心のある一般県民
- ③ 市町村職員及び市町村が配置する生活支援コーディネーター等(以下、「市町村職員等」という。)

(5) 受講定員 各地域100名程度

2 生活支援コーディネータースキルアップ研修

○ 内容

地域での課題抽出と課題解決を目的とした会議や座談会の運営能力の向上に資する研修会を開催する。

(1) 初任者研修

① 開催場所 山形市又はその周辺市町

② 開催方法 令和7年3月31日(月)までに1回開催(3時間程度)

③ 受講対象 概ね業務経験2年以内の生活支援コーディネーター(予定者を含む)及び市町村職員等

④ 受講定員 30名程度

(2) 専門研修

① 開催場所 山形市又はその周辺市町

② 開催方法 令和7年3月31日(月)までに6回程度開催(3時間程度)

③ 受講対象 概ね業務経験3年以上の生活支援コーディネーター及び市町村職員等

④ 受講定員 60名程度

3 フォローアップ研修

(1) 内容

県内各地域での好事例や課題など、他地域においても共有するために、県全体での情報交換会を開催する。

(2) 開催場所 県内2地域程度

- (3) 開催方法 令和7年3月31日(月)までに2回程度実施(3時間程度)
- (4) 受講対象 生活支援コーディネーター(予定者を含む)及び市町村職員等
- (5) 受講定員 各30名程度

4 アドバイザー派遣による伴走型支援・フォローアップ支援

(1) 内容

介護予防・生活支援に係る課題を抱える市町村に対し、各市町村の課題に応じたアドバイザーを派遣することにより、伴走型支援を行う。また、令和5年度の対象市町村が自ら設定した目標に対する達成度を確認し、状況に応じた適切な助言を行うため、アドバイザーを派遣する。

(2) 実施方法

- ① 県が決定した支援対象市町村の課題に応じたアドバイザーの選定及び派遣調整を行った上で、アドバイザー及び県とともに市町村支援に同行する。なお、県が決定する支援対象市町村は最大2市町村とし、派遣回数は市町村と協議しながら決定していくこととするが、1市町村につき3回程度アドバイザー派遣を行うこと。

また、令和5年度の対象市町村の状況に応じたアドバイザーの選定及び派遣調整を行った上で、アドバイザーとともに市町村支援に同行する。なお、派遣回数は1市町村につき最大1回とする。

- ② アドバイザーの選定等にあたっては、県と協議した上で決定する。
- ③ アドバイザーへの謝金等の支払は、受託者が行う。

5 その他

1～4のいずれについても、WEBを使用して開催することは差支えない。